

F A X 送付案内

平成31年1月30日

A 4 1枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

岐阜県における豚コレラ（7例目）の発生について

平素よりお世話になっております。

岐阜県における豚コレラ7例目の発生について、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。

【概要】

- ・確認日：2019年1月29日
- ・発生場所：岐阜県各務原市
- ・飼養状況：繁殖豚127頭、肥育豚1,535頭
- ・経緯：
 - (1) 岐阜県は、1月28日（月曜日）、豚舎内に咳をする豚、発熱を呈する豚が多いとの農場からの報告を受け、家畜防疫員が立入検査を実施。
 - (2) 同日、中央家畜保健衛生所での検査により豚コレラの疑いが生じたため、精密検査を実施したところ、豚コレラの疑似患畜であることを確認。

※豚コレラ（法定伝染病）

豚コレラウイルスにより起こる豚やいのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。

引き続き、緊張感を持って、侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

※豚コレラに関する情報（農林水産省HP）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

<発生予防対策の重要ポイント>

- (ア) 人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域、専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
 - ・人・物の出入りの記録
 - ・飼料に肉を含まない、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底

(イ) 野生動物対策

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管